

令和7年度

農地等利用最適化推進施策に関する意見書

生駒市農業委員会

令和7年7月7日

生駒市長 小 紫 雅 史 様

生駒市農業委員会
会 長 中 井 啓 二

意 見

日本の主食であるお米が、品薄になり価格が昨年の倍以上に値上がりしている事態は、市民の生活基盤を揺るがす状況であります。政府は、この異常事態に備蓄米の放出により、米価の安定と流通の促進に向けて対応しています。ただ、ウクライナ情勢や米国大統領からの影響、さらに南海トラフ地震予報情報などの社会的な要因は、農業経営にも先の不安定感や危機感により影響するものと思われます。

農家は、減反政策の影響や、農業資材の経費等が高騰している中で、経営が整わなくても食料の供給を担ってきています。しかし、この農業を継続させるには、高齢化を補う担い手や子孫が、安定した利益を望め、将来の職業として魅力ある営農を見通せる必要があります。

農政では、昨年5月改正の「食料・農業・農村基本法」を踏まえ、「食料安全保障の確保、適正価格形成の実現」を基本理念として、農地の確保や米30万トン輸出と共に生産者の再生産価格と消費者の家計安定価格についての政策が検討されます。

生駒市の農地は、農業振興地域ではなく、山間などで多くの小規模な兼業農家が耕作していますが、将来に向けた有効な集積集約等への対応策が必要であります。

農業委員会では、農地法の適正な転用と農地利用の最適化に向けた「担い手への農地利用の集積集約」「耕作放棄地の発生防止・解消」「新規就農者の参入促進」のため、各農家区との連携及び農地パトロールやドローンを駆使した利用状況調査の実施から行政への関与を進めています。

先般の地域計画策定に係る座談会等では、農地の状況や農家の思いが目標地図の素案となり、農家が抱える課題を表しています。農家の思いは、稼げない農業の担い手探し、農地の進入路や農道の不整備など耕作困難な状況を打開するインフラ整備事業の必要性、獣害による作物被害や圃場・農道・水路・河川への被害防除と遊休化防止対策の必要性、並びに河川下流域への氾濫を予知する必要性などです。

つきましては、第6次総合計画も踏まえ、食料確保、農家の経済的地位向上と安全な街づくりの展開に向けた予算措置等をお願いするものです。

この意見は、農業委員会等に関する法律第38条に基づいて提出するものです。

[具体的な意見]

○経営所得安定対策の充実に向けた関係機関への要請

食料安全保障の確保と適正価格の実現に向けて米政策の転換が議論されているところです。令和9年度見直しの経営所得安定対策について、農地を所有する小規模農業事業主にも、安定して営農することができるための新たな生産者補助・支援が必要です。

については、生駒市も、奈良県・農業会議・他市町村・JAなどと連携して、農林水産大臣への要請をお願いします。

○農地等の改良について

現在、市単独事業として行っている土地改良事業補助金制度による農道・水路の整備事業については、農業振興において、また、引き続き耕作を行っていく上で必須の施策であり、更なる予算の充実をお願いします。

また、農家区との調整・協議を行い、遊休農地解消への助成や農道の新設など、行政主体による取組について検討・実施をお願いします。

あわせて、農業振興地域のない生駒市においても農地等の改良事業を行う際に活用できる、国等の補助制度等についても調査・研究し、その結果を周知するとともにその活用をお願いします。

○獣害について

(1)獣害防止対策の充実にについて

鳥獣が作物を荒らすとともに、圃場や農道、水路、河川をも壊す被害が発生しており、それが遊休農地化が進む一つの要因に繋がっています。これらの被害に対し、鳥獣対策に関する研究結果や効果的な防除施策に関する情報収集を行うとともに、既存の有害鳥獣防止対策事業補助金の充実、及び三面張り農用水路の整備など、獣害にあわない施設の整備をお願いします。

(2)生駒・信貴山鳥獣保護区について

野生鳥獣の生息・繁殖を目的に、奈良県においても「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護管理事業計画が定められ、「生駒・信貴山鳥獣保護区」も指定されています。自然資源を守るための保護区の指定は必要であることは十分理解できるものの、一方で保護区近隣では農家への獣害は深刻なものがああります。そういった中、鳥獣を保護区内に留めるための対策は非常に重要となることから、農家との情報共有を図るなどの体制づくりの検討をお願いします。

○地域計画の実現に向けた取組について

昨年度に策定された地域計画は、現況に近い形で策定されています。ただ、農家の状況は年々変化することを踏まえ、この地域計画の実現に向けた意見収集にあたっては、地区が求める将来像を把握し、将来の担い手や営農方法を模索できる座談会等の実施が必要です。

については、地域計画を早期に実現するため、まずはモデル地区を選定したうえで、民間のノウハウを取り入れ、課題整理や支援方法を検討し、その取組内容を市全体へ周知されるようお願いします。

○新規就農について

新規就農にあたっては、農地の確保、農業技術や営農継続のノウハウの習得が必要となります。このうち、農地の確保は、中間管理機構との情報共有や多くの媒体を通じ利用促進に努めてください。

農業技術の習得については、現在、生駒市においては「ファーマーズスクール」事業など、就農希望者に対する施策が実施されているが、今後も就農希望者に対する支援体制を充実し、新たな担い手が確保できるようお願いします。

また、遊休農地解消には、兼業による新たな農業者も有力な担い手となりえます。しかしながら、農地付きの空き家住宅の購入については、所有者の事情等もあり、そうした新しい担い手の購入に対して、特例を設け新規就農者として、柔軟な取り扱いをお願いします。